

あなたと私の共済 約款

目次

第1章 共済契約の全般に関すること	2
第2章 お支払いする共済金に関すること	3
第3章 共済契約のお取り扱いに関すること.....	6
第4章 共済金のご請求・お支払い、その他に関すること.....	8
別表	10
個人情報保護方針(プライバシー・ポリシー)	12

用語	定義
本約款集	この「あなたと私の共済約款」をいいます。
当組合	「あなたと私の労働組合」をいいます。
契約年齢	契約日または更新日における被共済者の満年齢をいいます。
更新日	更新された契約が開始される日をいいます。
入院	日本国内の医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
医師	日本国内の医師免許を所持する医師をいい、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みません。また、被共済者が医師であるときは、被共済者以外の医師をいいます。
病院または診療所	医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含み、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みません。
傷病	病気および傷害をいいます。
療養	診療、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
不慮の事故	「急激」かつ「偶然」な「外来」の事故をいいます。 【急激】 事故から障害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔が無いこと 【偶然】 事故の発生または事故の原因がご加入者の故意に基づかず、かつ、ご加入者にとって予見できないこと 【外来】 事故および事故の発生の原因がご加入者の身体の外から作用すること(身体の内部的原因によるものは該当しない)
戦争	他国または他地域と戦闘状態に入ることをいい、宣戦の有無を問いません。
暴動	群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
核燃料物質	使用済核燃料および核燃料物質によって汚染されたもの(原子核分裂生成物を含みます。)を含みます。
テロリズム	公衆または公衆の一部を脅威にさらすことを目的とし、単独であるかあるいは組織の代行かまたは政府の援助を受けている、宗教的、イデオロギー的に行動しているかを問わず、個人または団体により行われる圧力、暴力、あるいはこれらによる脅威をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
共済金代理請求者	共済金受取人が共済金を請求できない特別な事情がある場合において、当組合の承諾を得たうえで、共済金受取人の代理として共済金を請求できる方をいいます。
解除	当組合の意思によって、この共済契約の効力を失わせることをいいます。
解約	共済契約者の意思によって、この共済契約の効力を失わせることをいいます。
決済	クレジットカードおよびデビットカードによる支払いのことをいいます。(VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Clubのみ)

第1章 共済契約の全般に関すること

第1条 (用語の定義)

本約款において使用する用語は、本約款集共通用語の定義および以下の定義によります。

用語	定義
共済	当組合が当組合定款および共済規程に基づき行う、入院相互共済「あなたといきる」「あなたといきるシンプル」をいいます。
契約	共済契約者と当組合が共済に関し締結する共済契約をいいます。
共済契約者	当組合と契約を締結する当事者をいいます。
被共済者	契約の保障の対象となる方をいいます。
共済金受取人	契約に基づき支払われる共済金を受取る方をいいます。
責任開始日	契約による当組合の保障責任が開始する日を責任開始日とします。なお、申込、告知、第一回共済掛金決済が完了した日(申込完了日)の属する月の翌月1日が責任開始日になります。
契約日	契約が成立した日をいいます。なお、申込、告知、第一回共済掛金決済が完了した日(申込完了日)の属する月の翌月1日が契約日になります。
満了日	契約による保障が終了する日をいいます。
更新日	契約日から起算して1年を経過する日であり、更新後の各共済期間の満了日の翌日のことをいいます。
共済期間	共済の保障の対象となる期間をいいます。
共済掛金	契約に基づき、共済契約者が負担する掛金をいいます。
更新掛金	契約が更新された場合に、共済契約者が負担する共済掛金をいいます。
病気	傷害以外の疾病をいい、別表1に掲げる異常分娩を含みます。
手術	治療を直接の目的として、器具を使い生体に切断、摘除等の操作(吸引、穿刺などの処置および神経ブロックを除きます)を加えることをいい、本約款においては、別表2に掲げる手術に限り、前述以外の手術については、公的医療保険制度に基づき別途判断します。
通知	最後に知った共済契約者または被共済者の住所に書類を郵送、または登録されたメールアドレスにあてて、通知することをいいます。また、効力は通知を発信した日に生じることとします。

第2条 (共済契約者の範囲)

共済の共済契約者は、当組合の組合員である方とします。ただし、共済契約締結時の年齢が満20歳以上満79歳までの方に限ります。

2. 満0歳から満19歳までの者を被共済者とする契約については、当該被共済者の親権者が契約者となるものとします。

第3条 (被共済者の範囲)

共済の被共済者は、日本国内に居住している以下の各号に該当する方に限ります。

(1) 契約日において、満0歳から満79歳までの方

(2) 更新日において、満94歳までの方

(3) 以下のいずれかに該当する方

① 共済契約者

② 共済契約者の配偶者

③ ①または②の方の法律上の3親等以内の親族

第4条 (加入制限)

次の各号のいずれかに該当する方は、本共済に加入することはできません。

(1) 反社会的勢力に該当する方、またはそれらと密接な関係を有する方。

(2) 身体に刺青(入れ墨)またはタトゥーがある方。ただし、意匠(いわゆるファッションタトゥー)を目的としたものであり、当組合が告知内容に基づき総合的に判断する。

なお、前号の範囲の算定にあたっては、身体の複数箇所に施術がある場合、それらすべての面積を合算して判定するものとします。

(3) 現在入院中の方。

(4) 前各号のほか、当組合が定める告知事項等により、加入が適当でない判断された方。

第5条 (加入口数の限度)

加入口数は入院相互共済「あなたといきる」、入院相互共済「あなたといきるシンプル」、いずれも被共済者1人につき1口を加入上限とします。

第6条 (責任開始日、契約日および共済期間)

当組合が共済契約上の保障を開始する時期(以下「責任開始日」といいます)は、次のとおりとします。

(1) 共済契約の申込み、告知、ならびに第1回目の共済掛金の決済のすべてが完了した日の属する月の、翌月1日午前0時より責任を開始します。

(2) 前号の規定にかかわらず、告知の内容に基づき当組合が承諾を拒絶した場合は、この限りではありません。

2. 契約の契約日は、責任開始日と同日とします。

3. 契約の共済期間は、契約日(責任開始日)から1年間とします。

4. 契約の満了日は、契約日(責任開始日)から起算して1年を経過する日の前日(以下「満了日」といいます。)とします。なお、契約は、本約款の規定に基づき自動更新されるものとします。

5. 本契約の更新は、被共済者が満94歳時を最後とし、当該更新後の共済期間満了をもって契約は終了とします。なお、以後の更新はできません。

6. 本条における日時は、日本国の標準時によるものとします。本約款における他の日時の定義についても、同様とします。

7. 当組合は、共済期間外(責任開始日前または契約の終了後)に発生した支払事由に対しては、いかなる場合も共済金を支払いません。

第7条 (共済証券)

当組合は、契約の成立後、申込完了の日から起算して10日から14日以内を目安として、共済証券を組合員マイページへの掲載により電子交付します。

2. 前項の共済証券には、次の事項を記載するものとします。

(1) 当組合の名称

(2) 契約者

(3) 被共済者

(4) 受取人

(5) 共済金の支払事由

(6) 終期

(7) 共済金の額

(8) 共済掛金の払込方法

(9) 契約日

(10) 共済証券の作成年月日

3. 契約更新時の共済証券の交付については、本約款の規定の定めるところによります。

第8条 (契約の自動更新)

契約は、共済期間が満了する日の30日前までに、共済契約者または当組合のいずれか一方から更新しない旨の意思表示がない限り、満了日の翌日をもって同一の期間、自動的に更新されるものとします。

2. 更新後の共済掛金、共済金およびその他の保障内容は、更新日における被共済者の満年齢に応じた内容が適用されます。また、当組合が約款内容または共済掛金率の改定を行っている場合は、更新日時時点の最新の約款および掛金率が適用されるものとします。

3. 当組合は、前項の規定により更新後に共済掛金または保障内容が変更となる場合には、更新日の2か月前までに、共済契約者が登録したメールアドレスにあててその内容を通知します。共済契約者が更新満了日の30日前までに更新拒絶の申し出を行わないときは、当該変更内容を承諾したものとみなします。

4. 当組合は、本契約が更新されたことにより共済掛金、共済金およびその他の保障内容が変更になった場合は、更新日の属する月の末日までに新たな共済証券を組合員マイページへの掲載により電子交付します。

5. 前項の場合において、更新後の共済契約の内容については、新たに電子交付された共済証券の定めるところによるものとし、更新前の証券はその効力を失います。

6. 更新後の第1回目の掛金請求は、更新日の属する月の決済日に行います。

第9条 (契約申込みの撤回等)

共済契約者は、第2項に定める期間内であれば、書面または電磁的記録により、契約の申込みの撤回または解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)を行うことができます。

2. クーリング・オフを行うことができる期間は、申込完了日を含めて20日以内とします。

3. 申込完了日とは、共済契約の申込み、告知事項の入力および決済手続きがすべて完了した日をいいます。

4. クーリング・オフの効力は、共済契約者が申込みの撤回等を行う旨の通知を発信した時（組合員マイページでの操作完了時または書面の発送時）に生じます。
5. 当組合がクーリング・オフを承諾した場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) 当組合は、既に払い込まれた共済掛金の全額を返還します。
 - (2) 申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金は、一切発生しません。
 - (3) クーリング・オフ期間の経過後に申込みの取り消しを希望する場合は、次条に定める「契約者による解約」として取り扱い、既に払い込まれた掛金の返還は行いません。
6. クーリング・オフの手続きを希望する場合は、組合員マイページからの申請、または書面の郵送によりこれを行うものとします。

第2章 お支払いする共済金に関すること

第10条（用語の定義）

本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、該各号に定めるところによります。

用語	定義
日帰り入院	入院日と退院日が同一の日である入院をいいます。その判定は、病院または診療所が発行する領収書または診療明細書において、入院料（施設基準管理料等を含む）の算定がなされていることをもって行うものとします。
手術	次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、検査（生検を含む）、穿刺、吸引、または一部の軽微な処置（創傷処理、切開術等）を除きます。 (1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に基づき、手術料が算定されるもの (2) 当組合が定める所定の先進医療に該当する手技
先進医療	被共済者が療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める医療技術（自己負担分に限る）であり、かつ当該医療技術ごとに厚生労働省が定める施設基準に適合する医療機関で行われるものをいいます。
症状固定	傷病に対して行われる治療が、医学上一般に認められた治療方法をもってしても、その傷病の症状の回復、改善が期待できない状態（症状が安定し、長期にわたって残存すると認められる状態）をいいます。
事故	日本国内で生じた事故に限ります。

第11条（共済金額および支払限度）

共済の共済金額および支払限度は、共済金の種類ごとに以下に定めます。

1. 入院共済金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が日本国内において、共済期間中に次の各号のいずれにも該当する入院をしたとき (1) 責任開始日以後に発病した疾病、または発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする入院であること。 (2) 医療法に定める病院または診療所における入院であること。	入院共済金日額 × 入院日数 = 入院共済金	1回の入院につき、病气60日・ケガ60日とします。 また、それぞれ通算支払日数については、無制限となります。なお、【別表8】に定める精神障害を原因とする場合は通算支払日数の限度を60日とします。 ただし、被共済者の年齢が満70歳から満79歳までの新規加入者においては、病气30日・ケガ30日とします。

- (1) 退院の日からその翌日起算で180日を経過せずに、前回の入院と同一の原因（直接の因果関係がある場合を含みます。）により再入院したときは、これを「1回の入院」とみなします。この場合、前後の入院日数を合算し、60日を超えた期間については入院共済金を支払わないものとします。
- (2) 前項の規定により支払日数が限度（60日または30日）に達した場合、その退院日の翌日から起算して180日を経過するまでの間は、いかなる理由による入院であっても入院共済金を支払わないものとします。
- (3) 前項にかかわらず、退院の日からその翌日起算で180日を経過した後に開始された入院については、原因を問わず、新たな「1回の入院」として取り扱います。

- (4) 被共済者が入院を開始した時に別の傷病を併発していた場合、または入院中に異なる傷病を併発した場合であっても、それらを一括して継続した「1回の入院」として取り扱うものとします。
- (5) 前項の規定にかかわらず、被共済者が契約日（責任開始日）から起算して1年を経過する日までの間に開始された異常分娩（帝王切開、吸引分娩等を含む）、妊娠悪阻、切迫早産、その他妊娠または分娩に付随する一切の傷病については入院共済金を支払わないものとします。
- (6) 悪性新生物（癌）を直接の原因とする入院については、前号等の規定に関わらず、契約日（責任開始日）からその保障を開始し、共済金を支払うものとします。
- (7) 次の各号のいずれかに該当する目的での入院は、本約款における「入院」とはみなさず、入院共済金を支払わないものとします。
 - ① 美容上の処理（整容を目的とするもの）
 - ② 疾病を直接の原因としない不妊手術
 - ③ 治療処置を伴わない人間ドッグ、検査入院、または正常分娩
 - ④ その他、疾病や不慮の事故による障害の治療を目的としないもの
- (8) 当組合が入院共済金を支払う場合、次の各号のいずれかに該当する期間については、入院日数に算入せず、当該日数分を差し引いて共済金を支払うものとします。
 - ① 入院中に外泊またはこれに準ずる外出（医療上必要と認められた外泊を除く）をした期間
 - ② 入院中において、家事その他日常生活に支障がないと判断される期間
- (9) 被共済者の入院期間中に入院共済金日額が変更となった場合には、次の各号の定めに従い入院共済金を支払います。
 - ① 被共済者の請求により日額が変更された場合は変更の事由が生じた日以降の入院日数に対し、変更後の日額を適用します。
 - ② 当組合の規定改定等、組合の都合により日額が変更された場合は支払い時点における最新の入院共済金日額を適用します。

2. 入院一時金「あなたといきるシンプル」

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が日本国内において、共済期間中に次の各号のいずれにも該当する入院をしたとき (1) 責任開始日以後に発病した疾病、または発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする入院であること。 (2) 医療法に定める病院または診療所における入院であること。	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1事由につき、一回のお支払いを限度とします。

- (1) 本章「1. 入院共済金」の(1)から(3)までの規定により、継続した「1回の入院」とみなされる場合、入院一時金は重複して支払わないものとします。
- (2) 本章「1. 入院共済金」の(5)から(7)までの規定（不担保期間、癌の特則、支払対象外となる入院）については、入院一時金の支払いについてもこれを準用します。

3. 手術共済金

共済金の支払事由	共済金の支払額	免責期間
被共済者が日本国内において、共済期間中に、公的医療保険制度の手術料の算定対象として列挙されている手術を受けたとき (1) 責任開始日以後に発病した疾病、または発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする手術であること。 (2) 病院または診療所において行われる手術であること。 (3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、手術料	【別表2】に掲げる手術の種類ごとに、お支払いします。	告知時に【別表3】に掲げる疾患または手術に関連する申告があった場合、当該疾病に起因する手術を1年間不担保とします。

の算定対象として列挙されている手術（別表2に掲げるもの）であること。		
------------------------------------	--	--

- (1) 被共済者が同一の日に複数の手術を受けた場合には、当組合は、そのうち支払額が最も高い一つの手術についてのみ手術共済金を支払います。
- (2) 被共済者が同一の手術を2回以上受けた場合には、これらを一連の治療過程における「1回の手術」として取り扱いします。ただし、最初に手術を受けた日からその日を含めて14日を経過した後に受けた手術については、新たな「1回の手術」として取り扱い、改めて手術共済金を支払うものとします。
- (3) 悪性新生物(癌)を直接の原因とする手術については、前号等の規定に関わらず、契約日(責任開始日)からその保障を開始し、共済金を支払うものとします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する目的での入院は、本約款における「手術」とはみなさず、手術共済金を支払わないものとします。
 - ① 美容上の処理(整容を目的とするもの)
 - ② 疾病を直接の原因としない不妊手術
 - ③ 治療を目的としない診断・検査のための手術(生検、腹腔鏡検査、内視鏡検査等)
 - ④ 吸引、穿刺等の処置、および神経ブロック
 - ⑤ その他、疾病や不慮の事故による傷害の治療を目的としない処置

4. 退院祝い金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が次の各号のいずれにも該当する退院をしたとき (1) 責任開始日以後に発病した疾病、または発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とした入院であること。 (2) 前号の入院期間(本章「1. 入院共済金」の規定に基づき算定された日数)が継続して5日以上であること。 (3) 共済期間中に、生存して退院したこと。	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1入院につき、1回を限度とします。なお、支払回数に制限はありません。ただし、同一傷病での入退院は1回を限度とします。

- (1) 本章「1. 入院共済金」に定める1回の入院に対する支払限度日数(60日または30日)に達したことをもって、入院共済金が支払われないこととなった入院については、これを入院共済金が支払われる入院とみなして、退院祝い金を支払います。

5. 通院共済金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が日本国内において、共済期間中に次の各号のいずれにも該当する通院をしたとき (1) 本章第1節「1. 入院共済金」の規定に基づき、継続して5日以上入院共済金が支払われる入院をし、その退院日の翌日から起算して120日以内に行われた通院であること。 (2) 前号の入院の直接の原因となった疾病または傷害の治療を目的とした、病院または診療所への通院であること。	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1回の入院につき30日とします。なお、通算支払限度は無制限とします。

- (1) 前項の通院日数は、実際の通院1日につき、通院共済金1日分を支払うものとします。

- (2) 本条における「通院」とは、病院または診療所において医師による治療(往診を含みます)を受けることをいいます。診察を受けない場合は対象となりません。
- (3) 本章「1. 入院共済金」の(5)から(7)までの規定(不担保期間、癌の特則、支払対象外となる事由)については、通院共済金の支払いについてもこれを準用します。
- (4) 本章「1. 入院共済金」の規定により、2回以上の入院を継続した「1回の入院」とみなす場合、通院共済金の取り扱いは次の各号の通りとします。
 - ① 最初の入院の退院日の翌日から、最終の入院の入院開始日の前日までに行われた通院についても、前項第1号の通院対象期間に含めるものとします。
 - ② 分割された入院が合算して5日以上となる場合は、最初の入院の退院日の翌日から第2回目以降の入院日の前日までに行われた通院についても、通院共済金を支払います。
 - ③ 入院共済金の支払限度日数(60日または30日)を超えて入院を継続した場合は、当該入院を「最終の入院」と判断し、その退院日の翌日を通院対象期間(120日間)の起算日とします。
- (5) 被共済者が入院中(外出または外泊期間を含みます)に通院したときは、その通院の原因が入院の原因と同一であるか否かにかかわらず、通院共済金は支払いません。
- (6) 被共済者が同一の日に2回以上の通院をしたとき、または1回の通院で2以上の疾病もしくは傷害の治療を受けたときは、通院共済金を重複して支払うことはありません。

6. 長期見舞金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
当組合は、被共済者が次の各号のいずれにも該当する入院をしたとき (1) 責任開始日以後に発病した疾病、または発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とした入院であること。 (2) 前号の入院期間(本章「1. 入院共済金」の規定に基づき算定された日数)が、継続して60日以上に達したこと。	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1入院につき、1回を限度とします。なお、支払回数に制限はありません。ただし、同一傷病での入退院は1回を限度とします。

- (1) 本条における「60日以上入院」の算定にあたっては、本章「1. 入院共済金」の(1)から(3)までの規定を準用し、継続した「1回の入院」とみなされる範囲内の合計日数をもって判定します。
- (2) 長期見舞金の支払いは、前項に定める「1回の入院」につき1回限りとなります。
- (3) 本章「1. 入院共済金」の(5)から(7)までの規定(不担保期間、癌の特則、支払対象外となる入院)については、長期見舞金の支払いについてもこれを準用します。

7. 先進医療共済金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が共済期間中に、次の各号のいずれにも該当する治療を受けたとき (1) 責任開始日以後に発病した疾病、または発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的としていること。 (2) 厚生労働大臣が定める先進医療(【別表7】先進医療および先進医療共済金第1項に定めるもの)を受けたこと。 (3) 当該先進医療が、療養を受けた時点にお	当該先進医療の技術に要した費用の額(【別表7】先進医療および先進医療共済金第3項に定める金額)	共済期間を通じて、あらかじめ設定された先進医療共済金額を上限とします。

いて、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われたものであること。		
--	--	--

- (1) 先進医療共済金の支払額が通算して先進医療共済金額（支払限度額）に達した場合には、当該限度額に達した共済金の支払事由が生じた日をもって、先進医療共済金に関する保障は消滅するものとします。
- (2) 同一の被共済者が、入院相互共済「あなたといきる」と「あなたといきるシンプル」の契約を締結している場合の支払順序は、次の通りとします。
 - ① 入院相互共済「あなたといきる」から優先して、その支払限度額に達するまで支払います。
 - ② 入院相互共済「あなたといきる」の支払限度額を超過する場合には、超過した額について「あなたといきるシンプル」から支払います。

8. お祝い金

【入学祝い】

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が次の各号のいずれにも該当したとき (1) 小学校、中学校または高等学校の第1学年に在学していること。 (2) 当該年度（4月1日から翌年3月31日まで）を通じて本共済の契約が有効であること。 (3) 入学した日から6ヶ月以内に本共済に加入していること、または入学時に既に加入していること。 (4) 本共済の継続加入期間が6ヶ月以上経過していること。 (5) 過去5年間において、本共済（お祝い金を除く）の支払事由が生じていないこと。	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	小学校、中学校、高等学校の在学期間を通じて、通算3回を限度とします。

- (1) 本共済金の請求権は、入学日または加入日のいずれか遅い方から3年間行使しないときは、時効により消滅するものとします。

【結婚祝い】

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が次の各号のいずれにも該当したとき (1) 公的機関への入籍（婚姻の届出）を行い、当該入籍時に被共済者の年齢が満18歳以上満60歳未満であること。 (2) 入籍した日から6ヶ月以内に本共済に加入していること、または入籍時に既に加入していること。 (3) 本共済の継続加入期間が6ヶ月以上経過していること。 (4) 過去5年間において、本共済（お祝い金を除く）の支払事由が生じていないこと。	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	被共済者の属する同一世帯につき、1回を限度とします。ただし、前回の結婚祝い金の支払いから2年以上経過していることとします。

- (1) 本共済金の請求権は、入籍日または加入日のいずれか遅い方から3年間行使しないときは、時効により消滅するものとします。

【出産祝い】

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が次の各号のいずれにも該当したとき (1) 被共済者またはその配偶者が出産し、当該出産時に被共済者の年齢が満18歳以上満60歳未満であること。 (2) 出産した日から6ヶ月以内に本共済に加入していること、または出産時に既に加入していること。 (3) 本共済の継続加入期間が6ヶ月以上経過していること。 (4) 過去5年間において、本共済（お祝い金を除く）の支払事由が生じていないこと。	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1回の出産につき1回を限度とします。

- (1) 本条における「出産」とは、妊娠第12週（85日）以降の分娩（死産・流産は含まない）をいいます。
- (2) 1回の出産で多胎児（双子等）を出産した場合は、被共済者の数にかかわらず、1回の出産とみなして支払います。
- (3) 本共済金の請求権は、出産日または加入日のいずれか遅い方から3年間行使しないときは、時効により消滅するものとします。

【長寿祝い】

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
共済者が次の各号のいずれにも該当したとき (1) 当組合が定める所定の年齢（満60歳、満70歳、満77歳、満80歳、満88歳、満90歳等）に達したとき。 (2) 当該年齢に達した日から6ヶ月以内に本共済に加入していること、または既に加入していること。 (3) 本共済の継続加入期間が6ヶ月以上経過していること。 (4) 過去5年間において、本共済（お祝い金を除く）の支払事由が生じていないこと。	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	対象となる各年齢につき、それぞれ1回を限度とします。

- (1) 本条における年齢の到達判定は、誕生日の当日に発生するものとします。
- (2) 本共済金の請求権は、対象となる誕生日の当日または加入日のいずれか遅い方から3年間行使しないときは、時効により消滅するものとします。

9. 死亡共済金

共済金の支払事由	共済金の支払額
被共済者が共済期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由により死亡したとき (1) 責任開始日以後に発病した疾病を原因とする死亡。 (2) 責任開始日以後に発生した普通事故による傷害、または不慮の事故（交通事故を含みます）による傷害を原因とする死亡。	あらかじめ設定した金額をお支払いします。

- (1) 本条における「不慮の事故」とは、厚生労働省編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」における「外因による死亡」の規定に準じるものとします。
- (2) 責任開始日から2年以内に、被共済者が自殺した場合には、死亡共済金は支払いません。

- (3) 妊娠中の被共済者については、本章「1. 入院共済金」の(5)の規定(1年以内の異常分娩等の不担保)にかかわらず、死亡共済金については契約日(責任開始日)からこれを全額支払うものとします。
- (4) 本共済に新規加入した時点において、被共済者の年齢が満70歳から満79歳までである場合、疾病を原因とする死亡共済金については、契約日(責任開始日)から1年間は支払わないものとします。

第12条 (共済金の削減)

地震、噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)が発生し、その罹災(りさい)状況が当組合の運営に重大な支障をきたすと認められる場合には、当組合は理事会の決議に基づき、死亡共済金、入院共済金および手術共済金の支払額を削減することがあります。

第13条 (共済金を支払わない場合)

以下の各号の免責事由のいずれかによって生じた事由またはこれらに該当する場合、当組合は、入院共済金、手術共済金および死亡共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失
- (2) 被共済者の犯罪行為、または闘争行為による事故
- (3) 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- (4) 被共済者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故
- (5) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (6) 被共済者の薬物依存またはアルコール依存
- (7) 別表4に指定する職業の就業に伴い生じた事故
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロリズムその他これらに類似の事変または暴動
- (9) 核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性
- (10) 被共済者が別表5に掲げる危険な運動等を行っている間に生じた事故
- (11) 被共済者が自動車、原動機付自転車その他これらに類する乗用車による競技、競争、興行または試運転をしている間に生じた事故
- (12) 頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア、神経痛等で愁訴を裏付けるに足る医学的他覚所見が認められないもの
- (13) 外反母趾、内反小趾、強剛母趾、足底筋膜炎、扁平足等の手術で、責任開始日からその日を含めて2年の間に支払事由に該当したもの

第3章 共済契約のお取り扱いに関すること

第14条 (共済掛金の払込みおよび払込方法)

共済契約者は、当組合が承諾した申込みの内容に従い、当組合が定めた第1回目の共済掛金を払い込むものとします。

2. 共済掛金の払込方法は、月払方式(毎月払い)とします。
3. 第2回目以降の共済掛金の払込経路は、共済契約者が指定した当組合所定のクレジットカードもしくはデビットカード決済によるものとします。なお、利用可能なカードの種類は、VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Clubのみとします。
4. 第2回目共済掛金の払込期日は、契約日の属する月の5日とします。
5. 第3回目以降の共済掛金および更新後の共済掛金の払込期日は、前項に定める払込期日以降、毎月5日とします。
6. 前2項に定める払込期日が金融機関または当組合の休業日である場合には、その翌営業日に決済を行うものとします。この場合、当該決済の完了をもって、第4項または第5項に定める払込期日に払込みがあったものとみなします。

第15条 (初回掛金の充当および年齢の算定基準)

1. 払い込まれた初回共済掛金は、原則として、第6条に定める責任開始日の属する月の掛金として充当します。
2. 共済掛金の額は、前項の規定により当該掛金が充当される保障対象月の被共済者の満年齢に基づいて算出します。

第16条 (共済掛金の払込猶予期間)

第14条に定める共済掛金の払込みについては、払込日の属する月の翌々月末日までの期間を払込猶予期間として共済契約者による共済掛金の払込みを猶予します。

2. 決済処理ができなかった場合には、再請求手数料550円を加えた費用のご請求書を郵送いたします。書面記載の支払期限までにお支払いください。

第17条 (告知義務および告知義務違反による解除)

共済契約者および被共済者は、共済契約の締結に際し、当組合が質問する健康状態、病歴その他の重要な事項(以下「告知事項」といいます。)について、事実を正確に伝える義務(以下「告知義務」といいます。)を負います。

2. 共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって、告知事項につき事実を告げず、または事実と異なることを告げた場合には、当組合は将来に向かって共済契約を解除することができます。
3. 前項の規定に基づき契約が解除された場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) 解除の原因となった事実と、発生した支払事由との間に因果関係があるときは、当組合は共済金を支払いません。
 - (2) 解除の原因となった事実と支払事由との間に因果関係がない場合であっても、共済金を支払えないことがあります。
 - (3) 解除の原因となった事実に基づき既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その全額の返還を請求することができます。
 - (4) 既に払い込まれた共済掛金は、これを払い戻しません。
 - (5) 契約は、解除の通知を発信した日をもってその効力を失います。
4. 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合は契約を解除することができません。
 - (1) 当組合が解除の原因となる事実を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき。
 - (2) 共済契約の締結日から5年を経過したとき。
 - (3) 告知義務違反の対象となった事実が、消滅等により既に存在しなくなったとき。
 - (4) 契約締結の際、当組合が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によってこれを知らなかったとき。
 - (5) 共済金の支払事由が発生する前に、共済契約者が告知内容の訂正を申し出て、当組合がこれを承諾したとき。
5. 当組合が第2項の規定に基づき契約を解除するときは、当組合が最後に知った共済契約者の住所にあてて、書面を郵送することによりこれを行います。

第18条 (通知事項)

共済契約者は、共済契約者または被共済者について次の各号(以下「通知事項」という)のいずれかに該当する事実が生じた場合には、遅滞なく、所定の書面または電磁的方法により当組合に通知し、当組合の承諾を得なければならぬものとします。

- (1) 共済契約者が第2条(共済契約者の範囲)に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) 被共済者が第3条(被共済者の範囲)に定める要件を欠くに至ったとき。
- (3) 共済契約者または被共済者の氏名、住所または電話番号、メールアドレスを変更したとき。
- (4) 被共済者が職業を変更したとき、または就労の状況に変更が生じたとき。
- (5) 前各号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したとき。
2. 共済契約者が前項第3号の通知を怠ったことにより、当組合からの通知が延着し、または到達しなかった場合には、当該通知は通常到達すべき時に共済契約者に到達したものとみなします。
3. 第1項各号の変更により、共済事故の発生の可能性(危険)が著しく増加または減少したと当組合が認める場合には、当組合は共済掛金の増減を請求し、または契約を解除することができるものとします。

第19条 (契約の無効)

契約の締結に際し、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、契約は無効とします。

- (1) 共済契約者または被共済者が、共済金を不法に取得する目的、または他人に不当に共済金を取得させる目的で契約を締結したとき。
- (2) 被共済者の年齢が、当組合が定める契約可能な年齢の範囲外であったとき。
- (3) 契約の締結後、当組合が定める加入人口数限度を超過していることが判明したとき。
- (4) 被共済者が、責任開始日の前日までに死亡していたとき。
- (5) 共済契約者と被共済者が異なる契約において、死亡保障を付帯する場合に、被共済者の同意がなかったとき。ただし、被共済者と共済金受取人が同一人である医療保障のみの契約については、この限りではありません。
2. 前項の規定に基づき契約が無効となった場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) 当組合は、共済金を支払いません。
 - (2) すでに共済金を支払っていたときは、当組合は、その全額の返還を請求することができます。
3. 第1項の規定に基づき契約が無効となった場合の共済掛金の返還については、次の各号によります。
 - (1) 第1項第1号の事由に該当する場合、当組合は既に払い込まれた共済掛金を返還しません。
 - (2) 第1項第2号、第5号の事由に該当する場合、当組合は既に払い込まれた共済掛金を全額返還します。
 - (3) 第1項第3号または第4号の事由に該当する場合、当組合は、無効となった契約部分または超過した加入人口数分に相当する共済掛金を全額返還します。

4. 当組合が前各項の規定を適用するときは、当組合が最後に知った共済契約者の住所にあてて、書面を郵送することによりこれを行います。

第20条 (契約の失効)

次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該各号に定める日をもって、契約はその効力を失います。

- (1) 共済契約者が当組合の組合員の資格を喪失したとき。
- (2) 被共済者が当組合の定める被共済者の範囲に該当しなくなったとき。
2. 前項の規定に基づき契約が失効した場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) 当組合は、失効した日以降に発生した支払事由に対しては、共済金を支払いません。
 - (2) 既に払い込まれた共済掛金のうち、失効した日の属する月の翌月以降の未経過期間に対応する掛金があるときは、これを月割り(1か月未満の端数は切り捨てます。)で返還します。
3. 当組合は、契約が失効したときは、共済契約者にその旨を通知します。

第21条 (掛金の未収による失効)

払込猶予期間を経過してもなお共済掛金の払い込みがない場合には、契約は払込猶予期間が満了した日の翌日をもって失効します。

2. 払込猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合には、当組合は、支払うべき共済金から未払いの共済掛金を差し引いたうえで、共済金を支払います。
3. 当組合は、本条に基づき契約が失効したときは、共済契約者にその旨を通知します。

第22条 (契約の解約)

共済契約者は、将来に向かって契約を解約することができます。

2. 前項の規定による解約を希望する場合は、次のいずれかの方法により手続きを行うものとします。
 - (1) 当組合が提供する組合員マイページからの電磁的記録による送信
 - (2) 書面の郵送による提出
3. 契約は、前項に定める解約手続きを完了した日が属する月の、翌月の末日をもってその効力を失います。
4. 前項の規定に基づき契約が解約された場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) 当組合は、解約の手続きを完了した日が属する月の共済掛金については、これを満額徴収します。
 - (2) 解約による返戻金はありません。
 - (3) 当組合は、解約の効力が生じた日(解約日)までに発生した支払事由に対しては共済金を支払いますが、解約後に発生した支払事由に対しては、一切の共済金を支払いません。

第23条 (重大事由による解除)

当組合は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、将来に向かって共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、共済金を詐取する目的または他人に共済金を詐取させる目的で、故意に共済金の支払事由(未遂を含みます。)を発生させた場合
- (2) 共済金の請求に関し、被共済者、共済金受取人またはこれらの者の代理人が詐欺(未遂を含みます。)を行った場合
- (3) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当すると当組合が認めた場合
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者。(以下「反社会的勢力」といいます。)
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 前各号に掲げる事由のほか、共済契約者、被共済者または共済金受取人が、前各号に掲げる事由と同程度に当組合との信頼関係を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
2. 前項による解除は、当組合が当該事由を知った日に、その効力を生じるものとします。
3. 第1項の規定に基づき契約が解除された場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) 当組合は、解除日以降に発生した支払事由に対しては、共済金を支払いません。
 - (2) 解除の原因となった事由により既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その全額の返還を請求することができます。
4. 第1項の規定により契約が解除された場合には、当組合は、既に払い込まれた共済掛金を払い戻しません。

5. 当組合が第1項の規定に基づき契約を解除するときは、共済契約者にその旨を通知します。

第24条 (詐欺または強迫による契約の取消し)

当組合は、共済契約者または被共済者の詐欺または強迫により契約が締結された場合には、契約を取り消すことができます。

2. 第1項の規定に基づき契約が取り消された場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) 契約は、契約締結時に遡ってその効力を失います。
 - (2) 当組合は、共済金を支払いません。既に共済金を支払っていたときは、当組合はその全額の返還を請求することができます。
 - (3) 当組合は、既に払い込まれた共済掛金を返還しません。
3. 当組合が第1項の規定に基づき契約を取り消すときは、共済契約者にその旨を通知します。この場合において、当該取消しの効力は、通知を発信した日に生じるものとします。

第25条 (契約者の変更および権利義務の承継)

共済契約者は、当組合の承諾を得て、契約に基づく共済契約者としての権利義務の一切を第三者に承継(以下「名義変更」といいます。)させることができます。

2. 前項の規定による名義変更を行う場合には、次の各号の条件をすべて満たすものとします。
 - (1) 新たに共済契約者となる者が、当組合の定める共済契約者の範囲であり、かつ承継時において満20歳以上満79歳以下であること。
 - (2) 名義変更について、被共済者の同意を得ていること。
 - (3) 契約の被共済者および共済期間を変更しないこと。
3. 第1項の規定による手続きを希望する場合は、現在の共済契約者が組合員マイページを通じて当組合所定の契約者名義変更請求書を提出するものとします。
4. 名義変更の効力は、当組合がこれを承諾した日が属する月の、翌月1日から生じるものとします。
5. 名義変更の効力が発生したときは、新たな共済契約者は、契約に基づき前契約者が有していた一切の権利(共済金受取権、返還金受領権等)および義務(掛金支払義務等)を承継するものとします。
6. 当組合は、名義変更の手続きが完了したときは、速やかにメールにて通知を行い、電子共済証券の情報を更新します。

第26条 (被共済者による契約の解除の請求)

被共済者は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対し、契約を解除することを請求することができます。

- (1) 共済契約者または共済金受取人が、故意に被共済者の支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき(未遂を含みます。)
- (2) 共済契約者との間の親族関係の破綻その他の事情により、被共済者が契約の継続に同意しがたい重大な事由があるとき。
- (3) 契約の締結に際し、被共済者が行った同意の基礎となった事情が著しく変化し、契約の継続が困難と認められたとき。
2. 前項の規定による請求があった場合、当組合は、被共済者の申し出に基づき、将来に向かって契約を解除します。
3. 前項の規定に基づき契約が解除された場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) 当組合は、解除の日以降に発生した支払事由に対しては、共済金を支払いません。
 - (2) 解除の原因となった事由が第1項第1号に該当し、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その全額の返還を請求することができます。
 - (3) 当組合は、既に払い込まれた共済掛金を返還しません。
4. 被共済者が本条の規定による解除を希望する場合は、当組合に通知したうえで、当組合所定の書類を提出するものとします。
5. 当組合が第2項の規定に基づき契約を解除したときは、共済契約者および被共済者にその旨を通知します。

第27条 (契約の復活)

契約において、第21条の規定により契約が失効した場合、理由のいかんを問わず、未払い掛金の追納による契約の復活は認めないものとします。

第28条 (失効後の再加入制限)

前条の規定により契約が失効した被共済者は、失効した日の翌日から起算して1年間は、当組合の共済契約に新たに加入することはできません。また、当該期間経過後であっても、過去の未払い状況等により当組合が不適当と判断した場合は、加入を承諾しないことがあります。

第29条 (共済掛金の返還および事務手数料の負担)

契約がクーリング・オフ(電磁的記録によるものを含む)、無効、失効または引受不可(告知内容によるものを含む)となった場合、当組合は受領済みの共済掛金を返還します。

2. 前項の規定にかかわらず、共済掛金の返還に際して、請求者(加入申込者または組合員)に以下の各号のいずれかに該当する事由が認められるときは、当組合は、返還すべき掛金から当組合が定める事務手数料を差し引いて返還するものとします。また、返還時の振込手数料についても請求者の負担とします。
 - (1) 事実と反することを知りながら、故意に事実と異なる内容を告知し、または重要な事実を告げずに申し込みを行い、引受不可または無効となったとき。
 - (2) 正当な理由なく、短期間に同一内容の申し込みとクーリング・オフ、または未払込みによる失効を反復継続し、当組合の業務を著しく妨げたと判断されるとき。
 - (3) その他、請求者の責に帰すべき事由により、返還事務において過大な負担が発生したとき。
3. 返還すべき共済掛金の額が、前項に定める事務手数料および振込手数料に満たない場合は、共済掛金の返還は行わないものとします。

第4章 共済金のご請求・お支払い、その他に関すること

第30条 (特定部位等不担保法の適用に関する特則)

- 当組合は、被共済者の健康状態等により、特定の身体部位または指定した疾病(当該疾病と医学上重要な関係があると当組合が認めた疾病を含みます。)を共済金の支払対象外とする条件(以下「特定部位等不担保条件」といいます。)を付して、契約を締結することがあります。
2. 前項の場合、当組合は、共済申込人(以下、本条において「申込人」といいます。)に対し、その内容を電磁的方法により通知します。
 3. 申込人が前項の条件を承諾するときは、当組合が通知を発した日から起算して14日以内に、当組合が指定する電磁的方法または所定の書面により、承諾の意思表示を行わなければなりません。
 4. 前項の期間内に当組合に承諾の意思表示が到達しないときは、当該申込みは撤回されたものとみなし、契約は成立しないものとします。
 5. 当組合と複数の共済契約を締結している場合、それぞれの契約に付された特定部位等不担保条件の効力は、当該条件が付帯された契約に対してのみ生ずるものとし、他の契約には影響を及ぼさないものとします。
 6. 第4項の規定により契約が成立しなかった場合、当組合は共済金を支払いません。既に共済金を支払っていたときは、当組合はその全額の返還を請求できるものとします。
 7. 当組合は、第4項の規定により契約が不成立となった場合、既に払い込まれた共済掛金を全額返還します。

第31条 (共済金受取人)

- 共済金(死亡共済金を除く。)の受取人は、被共済者本人とします。
2. 死亡共済金の受取人に限り、被共済者の同意を得て、あらかじめ次の各号に掲げる者のうちから指定することができるものとします。
 - (1) 被共済者の配偶者
 - (2) 被共済者の2親等内の血族
 3. 死亡共済金の請求に際し、受取人が2名以上あるときは、これらの者の中から代表受取人1名を選任し、連署をもって当組合に届け出なければならぬものとします。
 4. 当組合が前項の代表受取人に対して共済金を支払ったときは、受取人全員に対して支払を完了したものとみなします。支払完了後、他の受取人から重ねて支払の請求を受けたとしても、当組合はこれに応じる義務を負わないものとします。

第32条 (死亡共済金受取人が死亡している場合の取り扱い)

- 死亡共済金受取人が、共済事故の発生前に死亡していたとき、または死亡共済金受取人が全員死亡していたとき、または死亡共済金受取人の指定がないときは、次の各号の定めるところによります。
- (1) その受取人が受けるべきであった共済金は、他の受取人に帰属するものとします。ただし、共済契約者が別段の意思表示(受取人の変更手続き等)をしたときは、この限りではありません。
 - (2) 死亡した受取人(全員死亡の場合は最後に亡くなった受取人、または各受取人)の相続人全員を共済金受取人(以下「承継受取人」という)とします。
 - (3) 前号の場合において、承継受取人が数人あるときは、そのうちの1人を代表者として定めなければなりません。組合がその代表者に対して行った共済金の支払は、承継受取人全員に対して行ったものとみなします。
 - (4) 前号の代表者は、他の承継受取人全員の署名および実印を押印した委任状に、全員の印鑑登録証明書を添えて組合に提出するものとします。

第33条 (未成年者による請求)

- 死亡共済金受取人が未成年者であるときは、親権者または未成年後見人がこれに代わって請求を行うものとします。
2. 前項の規定により共済金を支払うときは、当該未成年者名義の金融機関口座への振込みにより行うものとし、親権者等代理人の個人口座への支払は行わないものとします。

第34条 (共済金の請求および支払時期)

- 共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたときは、遅滞なくその旨を当組合に通知しなければなりません。
2. 前項の通知は、当組合が指定する電磁的記録より行うものとします。
 3. 共済金受取人は、【別表6】に定める書類を提出して共済金を請求するものとします。
 4. 共済契約者は、共済金受取人が共済金を請求できない特別の事情がある場合に備え、あらかじめ「家族登録兼代理請求人(以下「代理請求人」といいます。))」を定めることができます。
 5. 前項の代理請求人の指定は、当組合の「家族登録兼代理請求人」制度への登録をもって行うものとし、被共済者の配偶者または2親等内の血族に限るものとします。
 6. 第4項の規定に基づき代理請求人に対して共済金を支払った場合は、その後重ねて共済金の請求を受けても、当組合はこれを支払いません。
 7. 当組合は、第3項の書類のすべてを受領した日(以下「請求完了日」といいます。)の翌日から起算して5営業日(当組合の休業日を除きます。)以内に共済金を支払います。
 8. 前項の規定にかかわらず、共済金の支払事由の確認等のために、当組合による調査(医師による診断を含む)が必要な場合は、支払期日を請求完了日の翌日から起算して45日を経過する日まで延長できるものとします。対象となる確認事項は以下の通りです。
 - (1) 共済金の支払事由(事故・病気等)に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由(支払わない場合)への該当性の有無および発生原因
 - (3) 告知義務違反の有無およびその原因
 - (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する疑いがある事実の有無
 9. 前項の確認において、外部機関への照会や専門的な調査が不可欠な場合には、支払期日を請求完了日の翌日から起算して180日を経過する日まで延長することがあります。
 - (1) 弁護士法その他の法令に基づく照会
 - (2) 研究機関等による医学・工学等の科学技術的な調査、分析または鑑定
 - (3) 災害救助法適用地域における調査
 - (4) 警察、検察、消防、裁判所等の公的機関による捜査・調査結果の照会
 10. 第8項または第9項の規定を適用する場合は、当組合は共済金受取人に対し、速やかにその旨を通知するものとします。
 11. 当組合が、正当な理由なく第7項から第9項までに規定する期限を超えて共済金の支払を行わない場合は、その期限の翌日から共済金の支払を行う日までの期間に対し、当組合所定の利率による遅延利息を加えて支払います。
 12. 第8項または第9項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人等が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当組合はこれにより確認が遅延した期間の責任を負わず、当該遅延期間に係る遅延利息の支払も行いません。
 13. 共済金受取人は、所定の書面を当組合に提出することにより、共済金受取人の配偶者または共済金受取人の2親等内の血族に共済金の請求を委任することができます。この場合、委任状のほか、委任者および受任者双方の印鑑証明書を添付しなければなりません。
 14. 共済金の支払は、日本国内の金融機関の口座への振込みにより、日本国通貨で行うものとします。

第35条 (共済掛金の増額または共済金の削減等)

共済の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じ、共済金の支払事由の発生が著しく増加したときは、当組合は、その定めるところにより、共済期間中といえども共済掛金の増額または共済金の削減を行うことができるものとします。

2. 感染症の蔓延、船舶もしくは航空機の事故等により、共済金の支払事由が一時に多数発生した場合において、当該事由に係る共済金を全額支払うことが当組合の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、当組合は、当該共済金の全部または一部を削減して支払うことがあります。
3. 当組合は、前二項の規定を適用する場合には、速やかにその旨を共済契約者または共済金受取人に通知するものとします。

第36条 (更新時における共済掛金の改定または更新の制限)

当組合は、本共済事業の収支実績および予測に基づき、次年度以降の経営の健全性に著しく影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、当組合の定めるところにより、契約の更新に際して共済掛金の増額または共済金額の減額を行うことができるものとします。

2. 前項の規定を適用する場合、当組合は、更新後の契約内容を更新日の2ヵ月前までに共済契約者に対して通知するものとします。
3. 当組合は、本共済の収支が著しく悪化し、更新契約の引受けを継続することが当組合の経営に重大な支障を来すと判断した場合は、当組合の定めるところにより、更新契約の引受けを拒絶することができるものとします。
4. 前項の規定に基づき更新契約の引受けを行わない場合、当組合は、その旨を更新日の3ヵ月前までに共済契約者に対して通知するものとします。

第 37 条 (時効)

共済金、返戻金その他本契約に基づく給付を請求する権利は、これらを行使することができるようになった時の翌日から起算して 3 年間行使されないときは、時効により消滅するものとします。

第 38 条 (電磁的方法による通知)

当組合は、本約款に基づき行う共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの方の代理人に対する通知を、ウェブサイトを利用する方法、電子メールまたはこれらに準じる電磁的方法によって行うことができます。

2. 当組合は、本約款の規定に基づき、共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの方の代理人 (以下、本条において「共済契約者等」という) に対して行う通知について、書面の送付に代えて、ウェブサイト (組合員マイページを含む) を利用する方法、電子メールによる方法その他電磁的方法によって行うことができるものとします。
3. 前項の規定により電磁的方法をもって通知を行う場合、当該通知は、次の各号に掲げる時点をもって共済契約者等に到達したものとみなします。
 - (1) 当組合の指定するサーバーに当該通知の内容が保存され、共済契約者等がこれを確認できる状態になった時
 - (2) 当組合が送信した電子メールが、共済契約者等の指定したメールアドレスを管理するサーバーに記録された時
4. 共済契約者等は、第 1 項の電磁的方法による通知を受けるために必要な通信機器、通信環境、電子メールアドレス等を、自己の責任と負担において準備および維持するものとします。

第 39 条 (訴訟の提起)

契約に関する一切の訴訟については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 40 条 (準拠法)

この約款に定めのない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

(厚生労働省指定のICD-10による記号を採用)

別表1 異常分娩の定義および対象範囲

本規定における「異常分娩」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死亡統計分類提要 ICD-10」に基づき、医師による医学的介入が必要とされた以下の各号に掲げる分娩を指します。

- (1) 自然骨盤位分娩 (O80.1)
- (2) 鉗子分娩及び吸引分娩による単胎分娩 (O81)
- (3) 帝王切開による単胎分娩 (O82)
- (4) その他の介助単胎分娩 (O83)
- (5) 多胎分娩 (O84)

別表2 保障対象となる手術および給付表

1. 本規定における「手術」とは、病気またはケガの治療を直接の目的として、器具(機器を含みます)を用い、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合等の操作を加えるものであり、下表に掲げる手術番号1から92、または公的医療保険制度における手術料の算定対象となる手術をいいます。ただし、ドレナージ、穿刺、神経ブロック、輸血、骨髄移植、さい帯血移植および術中術後自己血回収術は含みません。
2. 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するものは、公的医療保険制度において手術料の算定対象とされている場合であっても、手術共済金の支払対象とはなりません。
 - (1) 治療を直接の目的としない手術
 - ① 美容整形上の手術
 - ② 病気を直接の原因としない不妊手術
 - (2) 検査・診断を目的とした処置
 - ① 生検、腹腔鏡検査等の検査・診断を目的とした操作
 - (3) 軽微な処置・神経ブロック
 - ① 吸引(膿瘍穿刺等を含む)、穿刺、神経ブロック
3. 手術共済金の額は、実施した手術の種類に応じて、下表に定める区分に基づき決定します。表手術番号1から92に該当しない手術については、公的医療保険制度の算定基準に基づき、当組合の判断により「区分A」として取り扱うものとします。

入院相互共済「あなたといきる」

年齢	A	B	C	D
0-59歳	2.5万	5万	10万	20万
60-94歳	1万	2万	5万	10万

分類	手術の種類	給付
皮膚・乳房の手術	1. 植皮術(25cm未満は除く。)	C
	2. 乳房切断術	C
	3. 乳腺腫瘍切除術	B
筋骨の手術(抜釘術は除く。)	4. 骨移植術	C
	5. 骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	C
	6. 頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	C
	7. 鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く。)	B
	8. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	C
	9. 脊椎・骨盤観血手術	C
	10. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	B
	11. 四肢切断術(手指・足指を除く。)	C
	12. 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	C
	13. 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	B
	14. 筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	B
呼吸器・胸部の手術	15. 慢性副鼻腔炎根本手術	B
	16. 喉頭全摘除術	C
	17. 気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの。)	C
	18. 胸郭形成術	C
	19. 縦隔腫瘍摘出術	D
循環器・脾の手術	20. 観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)	C
	21. 静脈瘤根本手術	B
	22. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	D

	23. 心膜切開・縫合術	C
	24. 直視下心臓内手術	D
	25. 体内用ペースメーカー埋込術	C
	26. 脾摘除術	C
消化器の手術	27. 耳下腺腫瘍摘出術	C
	28. 顎下腺腫瘍摘出術	B
	29. 食道離断	D
	30. 胃切除術	D
	31. その他の胃・食道手術(開胸・腹術を伴うもの。)	C
	32. 腹膜炎手術	C
	33. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	C
	34. ヘルニア根本手術	B
	35. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	B
	36. 直腸脱根本手術	C
	37. その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	C
	38. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	B
尿・性器の手術	39. 腎移植手術(受容者に限る。)	D
	40. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	C
	41. 尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	C
	42. 尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	C
	43. 陰茎切断術	D
	44. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	C
	45. 陰嚢水腫根本手術	B
	46. 子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	D
	47. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	B
	48. 帝王切開娩出術	B
	49. 子宮外妊娠手術	C
	50. 子宮脱・膣脱手術	C
	51. その他の子宮手術(経膣的操作を除く。)	C
	52. 卵管・卵巣観血手術(経膣的操作を除く。)	C
	53. その他の卵管・卵巣または子宮の経膣的操作による手術(人工妊娠中絶を除く。)	B
内分泌器の手術	54. 下垂体腫瘍摘除術	D
	55. 甲状腺手術	C
	56. 副腎全摘除術	C
神経の手術	57. 頭蓋内観血手術	D
	58. 神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	C
	59. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	D
	60. 脊髄硬膜内外観血手術	C
感覚器・視器の手術	61. 眼瞼下垂症手術	B
	62. 涙小管形成術	B
	63. 涙嚢鼻腔吻合術	B
	64. 結膜嚢形成術	B
	65. 角膜移植術	B
	66. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	B
	67. 虹彩前後癒着剥離術	B
	68. 緑内障観血手術	C
	69. 白内障・水晶体観血手術	C
	70. 白内障・水晶体手術(観血手術を除く。)	B
	71. 硝子体観血手術	B
	72. 網膜剥離症手術	B
	73. レーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシックを除く。また、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	B
	74. 眼球摘除術・組織充填術	C
	75. 眼窩腫瘍摘出術	C
	76. 眼筋移植術	B
感覚器・聴器の手術	77. 観血的鼓膜・鼓室形成術	C
	78. 乳様洞開術	B
	79. 中耳根本手術	C
	80. 内耳観血手術	C
	81. 聴神経腫瘍摘出術	D

悪性新生物の手術	82. 悪性新生物根治手術	D
	83. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	B
	84. 悪性新生物根治放射線照射(5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	B
	85. 上皮内癌手術	B
	86. 悪性新生物による乳房切除後の乳房再建術	B
	87. その他の悪性新生物手術	C
	上記以外の手術	88. 上記以外の開頭術
89. 上記以外の開胸術		C
90. 上記以外の開腹術		B
91. 衝撃波による体外結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)		C
92. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)		B

別表3 申込日以前直近1年間に以下の手術を受けた場合は、1年間不担保とさせていただきます。

- 痔瘻、痔核、脱肛手術
- 子宮関係手術(子宮筋腫摘出術、子宮ポリープ切除術(子宮内膜掻爬術を含む)、流産手術、子宮内容除去術、子宮内容清掃術等)
- 変形性脊柱障害および椎間板障害に係わる手術
- 副鼻腔炎手術
- 白内障に係る手術
- ファイバースコープでの大腸ポリープ、胃ポリープ切除術
- 眼瞼下垂症手術

別表4 指定職業

本共済において「指定職業」とは、次に掲げる職業またはこれらに準ずる危険な業務をいいます。

- 格闘技・興行に関する職業
力士・拳闘家・プロレスラー・軽業師(曲芸師、スタントマン)等
- 試験・試運転に関する職業
テストパイロット・テストドライバー等
- 競技に関する職業
競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者
- 火薬・爆発物に関する職業
爆破作業従事者・爆発物(花火を含む)取扱者等
- 動物に関する職業
猛獣取扱者(動物園の飼育係含む)等

別表5 危険な運動等

本共済において、「危険な運動等」とは、次の各号に掲げる運動またはこれらに準ずる危険な行為をいいます。

- 山岳登山および登攀
山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)およびロッククライミング、フリークライミング
- 特殊な競技・スカイスポーツ
リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗
- 超軽量動力機の搭乗
モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等の搭乗
- ジャイロプレーンの搭乗
- 第(1)号から第(4)号に類する危険な運動等

別表6 必要書類

入院・手術・通院・先進医療共済金	(1) 共済金請求書 兼 医療照会同意書 (2) 診断書 (3) 診療報酬明細書・領収書のコピー等
死亡共済金	(1) 共済金請求書 兼 医療照会同意書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 共済金受取人の印鑑証明書 (4) 被共済者の除籍謄本 (5) 共済金受取人の戸籍謄本 (6) 交通事故証明書(交通事故による死亡の場合) (7) 事故状況報告書 (8) 代表受取人選任届(受取人が複数いる場合)
お祝い金	(1) 共済金請求書 兼 医療照会同意書

なお、指定代理請求人が手続きを行う場合は、戸籍謄本、指定代理人の印鑑証明書、指定代理人の住民票、本来の請求者が自ら請求を行うことが困難である「特別な事情」を証明するための医師の診断書等、法務局が発行する登記されていないことの証明書、市区町村役所が発行する身分証明書もご準備いただくことがあります。また、受取人が未成年者である場合は、受取人の法定代理人(親権者または未成年後見人)であることを証明するための書類として戸籍謄本、親権者または未成年後見人の本人確認書類をご提示いただくことがあります。

別表7 先進医療および先進医療共済金

- 本規定における「先進医療」とは、被共済者が療養を受けた時点において、健康保険法等の公的医療保険制度に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限る。)をいいます。
- 前項の規定にかかわらず、被共済者が療養を受けた時点において、公的医療保険制度における「療養の給付」の対象となっている(保険診療として認められている)療養については、先進医療共済金の支払対象とはなりません。
- 当組合は、被共済者が先進医療を受けたときは、次の各号の定めに従い、先進医療共済金を支払います。
 - 当組合は、被共済者が先進医療を受けたとき、その技術に係る費用(自己負担額)と同額を、先進医療共済金として支払います。
 - 前項の支払額は、当組合が定める支払限度額(通算限度額)の範囲内とします。
- 本契約は、次の各号のいずれかに該当したとき、その時点をもって消滅するものとします。
 - 先進医療共済金の累計支払額が、当組合の定める支払限度額(上限金額)に達したときは、本共済項目の保障は消滅します。
 - 前項による消滅日は、支払限度額に達する原因となった共済金の支払日とします。

別表8 精神障害の分類および対象範囲

本規定における「精神障害」とは、厚生労働省の定める疾病分類に基づき、以下の各号に掲げるものを指します。

- 症状性を含む器質性精神障害(F00-F09)
- 精神作用物質使用による精神障害及び行動の障害(F10-F19)
- 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害(F20-F29)
- 気分(感情)障害(F30-F39)
- 神経性障害、ストレス関連障害及び身体表現障害(F40-F48)
- 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群(F50-F59)
- 成人の人格及び行動の障害(F60-F69)
- 知的障害(精神遅滞)(F70-F79)
- 心理的発達障害(F80-F89)
- 小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90-F98)
- 原因不明の精神障害(F99)

あなたと私の労働組合 個人情報保護方針

あなたと私の労働組合は、「個人情報の保護に関する法律」および関連する法令等を遵守し、個人情報の取り扱いに関する規程を定めるとともに必要な体制整備を行い、以下の方針によりご加入者等の個人情報の適正な利用と保護に努めます。

1. 個人情報の取得について

個人情報保護法および関連法令等に従い、業務上必要な範囲内で、かつ、適正で公正な方法により個人情報を取得します。

- (1) 申込書等の書面、またはインターネット等の情報ネットワークを通して取得する方法
- (2) アンケートやキャンペーン等の実施により、はがき等で取得する方法

また、内容の正確な記録やサービスの充実、業務上必要な範囲で録音させていただくことがあります。

2. 利用目的について

組合員の生活の文化的・経済的改善向上を図るために必要な個人情報を取得し、利用します。

- (1) 共済、供給、利用、教育・文化、福祉等の事業についての健全な運営およびアンケートその他の調査
- (2) 事業に関する商品・サービスのご紹介

3. 利用の制限

個人情報は上記「2.」の利用目的以外には利用いたしません。個人情報を上記「2.」の利用目的以外に利用する場合は、あらかじめご同意をいただきます。

4. 利用目的の明示

書面やインターネット等の情報ネットワークで直接当該ご本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、ご本人に対し、その利用目的を明示します。

5. 利用目的の公表と変更

利用目的は、ホームページで公表します。さらに利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページにより公表します。

6. 安全管理措置

個人情報保護管理者を定め、個人データの漏えい、滅失または毀損の防止、その他の安全管理のために、個人データへのアクセス管理、個人データの持ち出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止のための措置を講じます。

1. 職員(すべての役員・従業員)が個人データを取り扱う場合は、当該個人データの安全管理が図れるよう、必要かつ適切な監督を行います。
2. 取得した個人データは、情報処理等の目的で外部に取り扱いを委託することがあります。外部への委託に際しては、委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視する等、適切な管理、監督を行います。
3. 業務上取り扱う個人データを、業務上必要な範囲で正確かつ最新の内容で保持するため適切な措置を講じます。
4. 次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者へ提供することはありません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体等の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取り扱いの全部または一部を委託する場合

(6) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合

7. 共同利用について

組員および共済契約に伴う個人データは、次の範囲であなたと私の労働組合が共同利用いたします。

- (1) 共同利用する個人データの項目：共済加入・変更時および共済金支払請求時等にお預かりした個人情報
(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、加入者番号、金融機関口座番号、加入内容、健康告知・診断書等の医療情報、事故にかかわる情報等)
- (2) 共同利用者の範囲：あなたと私の労働組合、関連会社・提携会社
- (3) 利用目的：「2. 利用目的について」の(1)から(2)に掲げた目的
- (4) 個人データの管理責任者：あなたと私の労働組合

8. 匿名加工情報について

業務上取り扱う個人情報を、業務上必要な範囲で加工して匿名加工情報を作成し利用することがあります。匿名加工情報を作成する場合、安全管理のための措置を講じ、厳格な管理を行います。匿名加工情報を作成または第三者に提供する場合、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目等をホームページにより公表します。

9. 開示・訂正・利用停止等の手続き

保有個人データに関する利用目的の通知、開示・訂正・利用停止等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由がない限り、速やかに対応いたします。

個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ窓口

ご質問、ご相談、苦情等につきましては、下記までご連絡ください。

あなたと私の労働組合

住 所：〒464-0850 愛知県名古屋千種区今池 5-1-5 12F

電話番号：052-784-8665

営業時間：平日 10:00～17:00(土日祝休業)

M A I L：keiyaku@anata.gr.jp

ホームページ：<https://anata.gr.jp/>